

国民年金だよ！

年金の相談と手続き先について

自営業者など国民年金第1号被保険者の方の年金相談と各種届出、手続き先はお住まいの市区町村が窓口となっています。

厚生年金加入者の方（国民年金第2号被保険者）とその被扶養配偶者の方（国民年金第3号被保険者）の年金手続きは、勤め先の事業主が行いますので、ご自身で行う必要はありません。

★ねんきんダイヤル

一般的な国民年金、厚生年金の相談には、加入者、受給者の方ともに「ねんきんダイヤル」（電話0570・05・1165）が便利です。一般の固定電話では、接続先に関わらず市内通話料金のみで利用できます。IP電話・PHSからのダイヤル先は「03・6700・1165」となります。

電話をする前に、年金手帳や年金証書、振込通知書を用意したり、相談したい事柄をメモしておくとお便利です。

『ねんきんダイヤルの受付時間』

月曜日 8時30分～19時00分
（月曜日が休日の場合は火曜日）

火曜日～金曜日 8時30分～17時15分
第2土曜日 9時30分～16時00分
※日曜日と第2を除く土曜日、祝日、年末年始はご利用いただけません。

なお「ねんきん定期便」と「厚生年金加入記録のお知らせ」に関するお問い合わせについては「ねんきん定期便専用ダイヤル」0570・058・555（IP電話・PHSからは03・6700・1144）に電話してください。

★年金事務所

面談による国民年金、厚生年金の相談をご希望の方は、加入者、受給者の方とともに、年金事務所をご利用ください。受付時間は、ねんきんダイヤルと同じです。

なお、年金事務所では、面談のほか、電話による相談も受け付けています。



●年金に関する問い合わせ先

町民生活課町民生活グループ
☎0146・47・2112
苦小牧年金事務所
☎0144・36・6135

環境衛生だよ！

リサイクル対象廃家電の処分について

使い終わったアナログテレビなど、家電リサイクル法対象製品は、買い換えた販売店が引き取り、メーカーがリサイクルします。（対象製品↓テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機）

【廃家電の排出方法】

購入したお店に回収を依頼し、回収の際に運搬料とリサイクル料金を支払い、リサイクル券（控え）を受け取ります。

なお、買い換え以外の場合は、役場窓口でご確認ください。

※リサイクル料を郵便局でお支払いになり、ご自分で廃家電を運搬することも可能です。

飼い犬・猫の管理について

最近、迷い犬の保護が相次いでおり、保護する犬の殆どは室内で飼われていると思われる。

町で一時的に保護しますが、保護する場所は暖房も何もない車庫の中の間中か屋外となります。

一時保護中にその犬に何かあっても町では責任は負えませんのでご理解願います。

飼い犬が居なくなつた際には、保護されている場合もありますので役場町民生活課に連絡をしてください。

迷っているうちに他人に危害を加えたりした場合は飼い主の責任になりますので、くれぐれもご注意ください。

新冠共同墓地の公募について

町で管理しています新冠共同墓地について、現在空き区画があり、1年内にお墓を建立する方で、新冠町に住所を有する方に、随時墓地使用許可の受付を行っております。



○新冠共同墓地（字西泊津）
7区画6㎡ 使用料2万円

●問い合わせ先

町民生活課町民生活グループ
☎0146・47・2112

確定申告が始まります

2月18日(月)～3月15日(金)

財務課からのお知らせ

今年も『所得税・町民税・道民税』の申告相談を下記の日程表のとおり行います。

平成24年1月から12月までの所得と税金を申告するもので、申告期間は2月18日から3月15日までです。申告に必要な書類を早め準備し、正しい申告をしましょう。

申告をしないとこんな不利益が：

①所得証明書等が発行できません
公営住宅や金融公庫の申し込みなどに必要な証明書は、申告をしなければ発行できません。

②減税措置が受けられません

国民健康保険税の低所得者の方を対象とした軽減は、申告のない場合には受けられません。

また、医療費の自己負担限度額が高くなる場合や、国民年金の免除申請ができない等の不利益があります。

③税金が戻る場合もあります

病气やけがなどで多額の医療費を支払ったり、住宅ローン等を利用して住宅を新築・増築して入居した方及びその住宅の敷地を購入された方又は年の途中で退職した方等が申告すると、事業所等で源泉徴収された税金が戻る場合があります。

申告に必要なもの

- ▷印鑑・源泉徴収票（給与所得者・年金受給者）
- ▷申告に必要な帳簿書類（1年間の収支がわかるもの）
- ▷各種控除を受ける方は、証明書・領収書が必要です
 - 生命・損害・地震保険料、任意継続の社会保険料、雑損など（領収書か証明書）
 - ※損害保険料は、平成18年末までに契約した長期損害保険料に限る
 - 医療費控除（平成24年中の支払額が分かる領収書か証明書）
 - 住宅借入金等特別控除（借入金年末残高証明書、登記簿謄本、請負・売買契約書、本人の住民票、源泉徴収票など）
 - 国民年金の支払額証明書又は領収書（必ず原本を持参してください）
 - ◆預貯金の口座番号を控えてください。（選付や振替手続き等に必要になります）

～申告相談日程表～

月日	曜日	対象地区	受付会場	受付時間
2月18日	月	美宇・新和・太陽・里平	新和生活会館	9:30～14:00
		東川・共栄	東川生活センター	
19日	火	新栄・泉・若園	新栄生活センター	
		朝日・緑丘・古岸	緑丘生活センター	
20日	水	節婦町・大狩部	節婦生活会館	9:30～16:00
21日	木	本町	本町多目的交流センター	10:00～15:00
22日	金	大富・万世・明和	万世生活会館	9:30～14:00
25日	月	中央町・北星町	役場庁舎 101会議室	9:00～16:00
26日	火			
27日	水			
28日	木	東町・東泊津・西泊津・高江	上記会場に 来られなかった方	
3月1日	金			
4日	月			
5日	火			
6日	水			
7日	木			
8日	金			
11日	月			
12日	火			
13日	水			
14日	木			
15日	金			

●問い合わせ先 財務課 税務グループ ☎0146・47・2115